



## 2 中間検査

—建基法7条の3、7条の4、平成19年東京都告示第765号—

建築物の安全性、品質の確保等を目的として平成11年に「中間検査制度」が創設されました。

●中間検査の対象及び中間検査を受ける工程（特定工程）は以下のとおりです。

### 共同住宅及び共同住宅を含む複合用途

	階数 3未満	階数3以上		
		地階を含む階数が3		地階を除く階数が3以上
木造	中間 検査 対象 外	中間 検査 対象 外	中間検査対象外	屋根工事
鉄筋 コンクリート造			2階の床及びこれを支持する梁の配筋工事 (全)※1	2階の床及びこれを支持する梁の配筋工事 (全)※1
鉄骨鉄筋 コンクリート造			① 2階の床及びこれを支持する梁の配筋工事がある場合は当該工程 (全)※1 ② ①の工程が無い場合は中間検査対象外	① 2階の床及びこれを支持する梁の配筋工事がある場合は当該工程 (全)※1 ② ①の工程が無い場合は、1階の鉄骨等建て方工事 (先)
鉄骨造			① 2階の床及びこれを支持する梁の配筋工事がある場合は当該工程 (全) ② ①の工程が無い場合は中間検査対象外	① 2階の床及びこれを支持する梁の配筋工事がある場合は当該工程 (全) ② ①の工程が無い場合は、1階の鉄骨等建て方工事 (先)
その他の構造			① 2階の床及びこれを支持する梁の配筋工事がある場合は当該工程 (全) ② ①の工程が無い場合は中間検査対象外	① 2階の床及びこれを支持する梁の配筋工事がある場合は当該工程 (全) ② ①の工程が無い場合は、2階の床工事 (先)

### その他の用途 ※2

木造	中間 検査 対象 外	中間 検査 対象 外	中間 検査 対象 外	屋根工事 (先)
鉄筋 コンクリート造				2階の床及びこれを支持する梁の配筋工事 (先)※3
鉄骨鉄筋 コンクリート造				1階の鉄骨等建て方工事 (先)
鉄骨造				1階の鉄骨等建て方工事 (先)
その他の構造				2階の床工事 (先)

※ 延べ面積：増築又は改築後の建築物がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法により2以上の独立部分からなる場合は、当該増築又は改築に係る独立部分の延べ面積に限る。

※1 床又は梁にプレキャストコンクリート製品を使う場合は、部材を配置する時点が特定工程となる。

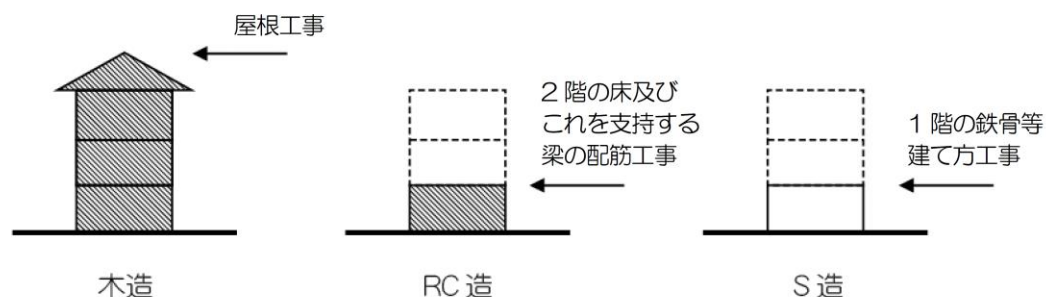
※2 建築基準法第68条の20の認証型式部材等である建築物又は建築基準法第85条の適用を受ける建築物については中間検査の対象外とする。

※3 当該工事を現場で行わないものは、2階の床版及びこれを支持するはりの取付工事。

(先)…複数工区ある場合は先行工区のみ検査対象とする。

(全)…複数工区に分ける場合であっても、全工区が検査対象。

※特定工程の例



なお、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、次の工事（後続工程）に着手することはできません。

●建築基準法によって規定される後続工程（共同住宅）

2階の床及びこれを支持する梁に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事

●東京都告示によって規定される後続工程（その他の用途）

建築物の構造	後続工程
鉄骨造	2階の床版の取付工事又は型枠工事
鉄骨鉄筋コンクリート造	柱又は梁の配筋工事
鉄筋コンクリート造	2階の床及びこれを支持する梁に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事（当該工事を現場で行わないものは、2階の柱又は壁の取付工事）
木造	壁の外装工事又は内装工事
その他の構造	2階の柱又は壁の取付工事

中間検査は、工事中の建築物だけでなく検査前に施工された工事に係る建築物の部分及びその敷地、特定工程以前の工程である基礎工事なども検査の対象となります。

検査日程などは、事前に検査員と打合せてください。

※指定確認検査機関に中間検査を依頼する場合にはP.98を参照してください。

問い合わせ先……都市計画部 建築指導課 指導係

